



美化活動

公益の美化活動は、申し込みにより臨時に収集処理を市が行います。

美化活動とは

道路、公園、河川及び地域等の公共の場所における散在性ごみ（紙くず、タバコの吸い殻、空き缶、ペットボトルなど）の回収を行うなど、営利を目的としない公益又は共益のための美化活動をいいます。

申し込み対象者

自治会、子ども会などの公共的団体、PTA、社会教育団体やNPO法人などの公益的活動を行う非営利団体など

申し込み方法

清掃をされる1週間前までには、

北部クリーンセンター ☎077-598-2781 に連絡していただき、日程調整をして「美化活動等に伴うごみの収集依頼書」に記入をして提出してください。

出し方の 注意点



- 分別をしたうえでごみの種類ごとに透明な袋に入れてください。
- 集められたごみが少ない場合は、家庭ごみとして持ち帰っていただくようにご協力をお願いします。
- 集積場所は原則として1箇所とし、収集車輛が進入して停車できる場所を選定してください。

出せないものもありますのでご注意ください。

例 バッテリー、
消火器、タイヤ、
家電リサイクル品
など



バッテリー



消火器



タイヤ



家電リサイクル品



土砂・石・泥類



ごみ出し支援戸別収集サービス

ごみ出し支援とは

本市が定期収集する家庭ごみについて、ごみ集積所に排出することが困難な高齢者等を支援するため、自宅の玄関先等に出されたごみを直接収集するサービスです。

対象世帯

次の①から③のすべてに該当する世帯

- ① 要介護認定において要介護1以上の認定を受けている65歳以上の高齢者、又は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害者のみで構成されている世帯
- ② 世帯員のいずれかが介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用し、家事援助を受けている世帯
- ③ 定期収集ごみの排出について、親族又は近隣在住者等の協力が得られない世帯

申し込み方法

居宅介護支援事業所又は訪問介護事業所の管理者、介護支援専門員等が署名した大津市ごみ出し支援戸別収集サービス申請書を市に提出してください。申請書のダウンロードや配布場所の詳細はこちら→

